

令和5年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年12月14日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第91号	飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第92号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第93号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第94号	飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第95号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第96号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第97号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第98号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第99号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第100号	飛騨市健康増進施設条例の一部を改正する条例について
第12	議案 第101号	飛騨市長期継続契約とすることができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
第13	議案 第102号	指定管理者の指定について(山之村キャンプ場)
第14	議案 第103号	指定管理者の指定について(ひだ流葉スキー場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ)
第15	議案 第104号	指定管理者の指定について(飛騨市古川味処施設)

令和5年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年12月14日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第16	議案 第105号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について		
第17	議案 第106号	損害賠償の額の決定について		
第18	議案 第107号	飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について		
第19	議案 第108号	飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について		
第20	議案 第109号	指定管理者の指定について(飛騨市多機能型障がい者支援センター)		
第21	議案 第110号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について		
第22	議案 第111号	指定管理者の指定について(飛騨市黒内屋内運動場)		
第23	議案 第112号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について		
第24	議案 第130号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について		
第25	議案 第131号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について		
第26	議案 第113号	飛騨市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について		
第27	議案 第114号	飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について		
第28	議案 第115号	指定管理者の指定について(飛騨市火葬場)		
第29	議案 第116号	指定管理者の指定について(古川町農産物直売施設)		
第30	議案 第117号	指定管理者の指定について(神岡町農産物直売施設)		
第31	議案 第118号	指定管理者の指定について(飛騨市肉用牛繁殖センター、万波牧場)		

令和5年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年12月14日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第32	議案 第119号	指定管理者の指定について	(森茂牧場)	
第33	議案 第120号	指定管理者の指定について	(地域交流センター船津座)	
第34	議案 第121号	指定管理者の指定について	(飛騨市星の駅宙ドーム・神岡)	
第35	議案 第122号	令和5年度飛騨市一般会計補正予算	(補正第3号)	
第36	議案 第123号	令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算	(補正第2号)	
第37	議案 第124号	令和5年度飛騨市介護保険特別会計補正予算	(補正第2号)	
第38	議案 第125号	令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算	(補正第2号)	
第39	議案 第126号	令和5年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算	(補正第1号)	
第40	議案 第127号	令和5年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算	(補正第1号)	
第41	議案 第128号	令和5年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計補正予算	(補正第1号)	
第42	議案 第129号	令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算	(補正第2号)	
第43	議案 第132号	令和5年度飛騨市一般会計補正予算	(補正第4号)	
第44		総務常任委員会調査報告について		
第45		産業常任委員会調査報告について		
第46		議会改革特別委員会調査報告について		

○出席議員（12名）

1番	小水	笠	原上	美雅	保	子廣
2番	上	ケ	吹端	豊		孝二
4番	井澤			浩		朗
5番	住		田島	史		美次
6番	徳		川	清		博
7番	前		村	純		憲子
8番	野		山	文		子
9番	籠		原	勝	美	子
10番	高		谷	恵		子
11番	葛			邦		徳
12番				寛		
13番						

○欠席議員（1名）

3番	谷	口	敬	信
----	---	---	---	---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯	之	明	宏
教育長	沖	下	康	子
総務部長	谷	畑	孝	之
企画部長	森	尻	雄	郎
市民福祉部長	藤	田	弘	史
商工観光部長	畑	井	あ	づ
農林部長	野	上	久	さ
基盤整備部長	森	村	英	徳
環境水道部長	横		裕	樹
教育委員会事務局長	野	山	賢	和
会計管理者	渡	村	康	一
病院事務局長	佐	邊	直	智
消防長	堀	藤	丈	樹
財政課長	上	田	文	二
		畑	浩	郎
				司

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	嶋	中	み	な
			み	み

目次

◆開会	3
◎議長（住田清美）	3
◆日程第1 会議録署名議員の指名	3
◎議長（住田清美）	3
◆日程第2 議案第91号 飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する条例について から	
日程第25 議案第131号 飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	3
◎議長（住田清美）	3
◎議長（住田清美）	3
●総務常任委員長（前川文博）	3
◎議長（住田清美）	7
◎議長（住田清美）	7
○11番（籠山恵美子）	7
◎議長（住田清美）	8
○8番（徳島純次）	8
◎議長（住田清美）	8
◎議長（住田清美）	8
◎議長（住田清美）	9
◎議長（住田清美）	9
◆日程第26 議案第113号 飛騨市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について から	
日程第34 議案第121号 指定管理者の指定について（飛騨市星の駅宙ドーム・神岡）	9
◎議長（住田清美）	9
●産業常任委員長（水上雅廣）	9
◎議長（住田清美）	10
◎議長（住田清美）	11
◎議長（住田清美）	11
◆日程第35 議案第122号 令和5年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号） から	
日程第43 議案第132号 令和5年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）	11
◎議長（住田清美）	11
◎議長（住田清美）	11
○11番（籠山恵美子）	11

◎議長（住田清美）	11
○8番（徳島純次）	12
◎議長（住田清美）	12
◎議長（住田清美）	12
◎議長（住田清美）	12
◎議長（住田清美）	12
◎議長（住田清美）	12
◆日程第44 総務常任委員会調査報告について.....	13
◎議長（住田清美）	13
●総務常任委員長（前川文博）	13
◎議長（住田清美）	15
◎議長（住田清美）	15
◆日程第45 産業常任委員会調査報告について.....	15
◎議長（住田清美）	15
●産業常任委員長（水上雅廣）	15
◎議長（住田清美）	17
◎議長（住田清美）	17
◆日程第46 議会改革特別委員会調査報告について.....	17
◎議長（住田清美）	17
●議会改革特別委員長（徳島純次）	18
◎議長（住田清美）	19
◎議長（住田清美）	19
△市長（都竹淳也）	19
◎議長（住田清美）	20
◆閉会	20
◎議長（住田清美）	20

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（住田清美）

皆様おはようございます。本日の欠席議員は、3番、谷口議員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（住田清美）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により12番、高原議員、13番、葛谷議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第91号 飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第25 議案第131号 飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

◎議長（住田清美）

日程第2、議案第91号、飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第25、議案第131号、飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてまでの24案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。これら24案件は総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（住田清美）

前川総務常任委員長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務常任委員長 前川文博 登壇〕

●総務常任委員長（前川文博）

おはようございます。それでは、総務常任委員会に付託されました議案第91号から議案第112号までの22案件、議案第130号及び議案第131号の2案件の合計24案件につきまして、審査の概要並びに結果について報告をいたします。

去る12月11日、午後1時より委員会室において審査を行いました。

初めに議案第91号について申し上げます。本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う改正であります。本案の主な改正点の1つ目は、空き家等の所有者等の責務が規定されたこと。2つ目は、法律の改正による条項ずれに伴い所要の改正を行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「管理不全空き家の条件はどのようなものか。」という質疑があり、「特定空家は倒壊の恐れなどの20項目ほどの条件により判断されるが、そのまま放置すれば特定空家の状態になるものを管理不全空き家と判断する。」との答弁がありました。

次に、議案第92号から議案第94号について申し上げます。本案は、人事院勧告に基づく職員一般職の任期付職員及び会計年度任用職員の給料表及び期末手当、勤勉手当の支給月数の改定等に伴う改正であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「会計年度任用職員の影響額が大きいのはなぜか。」という質疑があり、「今回の改正は、若年層の給与改定が大きく、その給料表が適用になる会計年度任用職員の影響が一般職員と比較して大きくなる。」との答弁がありました。

次に、議案第95号から議案第97号について申し上げます。本案は、人事院勧告に伴う国の特別職の例に準じ、一般職の期末手当の支給率の引き上げに合わせて、常勤の特別職、教育長、市議会議員の支給率を改正するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「施行日が12月1日となるのはなぜか。」という質疑があり、「一般職員は給料があるため4月1日となり、特別職については期末手当の基準日である12月1日が施行日となる。」との答弁がありました。

次に、議案第98号について申し上げます。本案は、入湯税の課税対象者の見直し及び税額変更に伴う改正であります。本案の主な改正点の1つ目は、鉱泉施設の利用者のうち本市に住所を有する年齢70歳以上の利用者及び身体障害者手帳、療育手帳または精神保健手帳の交付を受けた者を課税免除とすること。2つ目は、老人福祉センター割石温泉を入湯税の非課税の対象から課税対象とすること。3つ目に、入湯税の税率について、入湯客1人1日150円を100円に改めることであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「課税免除から課税となるまでの議論はどのようなものであったか。」という質疑があり、「施設の利用実態は主に市民と高齢者であったため、施設により異なるのは不公平となるので、人により判断するよう見直した。」との答弁がありました。

次に、議案第99号から議案第100号について申し上げます。本案は、飛騨古川桃源郷温泉ぬく森の湯すば～ふるの施設移管及び使用料の見直しに伴う改正であります。本案の主な改正点の1つ目は、ぬく森の湯すば～ふるを市民利用が多く、地域住民の交流の場となっている利用実態等に鑑み、観光施設から削除し、健康増進施設に加えるもの。2つ目に、人件費上昇や物価高騰に対応するために料金を引き上げ、入湯税を含まない額に表示を改めるもの。3つ目に、人件費上昇や物価高騰などに対応するため、山之村キャンプ場、飛騨市流葉自然休養村コテージ等の使用料を引き上げ、飛騨市かわい健康増進施設ゆうわ～くはうすについては、ほかの温浴施設との均衡を図るため、料金調整を行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「人件費や物価高騰対策のための対応とあるが、今後施設への補填はしないのか。」という質疑があり、「令和5年度、令和6年度も指定管理料に含めていくため補填はない。」との答弁がありました。

次に、議案第101号について申し上げます。本案は、長期継続契約とすることができる契約の追加及び表記を整理統一するための改正であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「契約日はいつになるのか。また、予算との絡みはどのようなになるのか。」という質疑があり、「2月1日の施行日以降になり、予算が議決されない場合は契約が無効になるという文言が入る。また、契約を早めて準備ができるようになるため事務負担が軽減できる。」との答弁がありました。

次に、議案第102号について申し上げます。本案は、山之村キャンプ場の指定管理者の指定で、令和6年4月から3年間、宮城県仙台市の株式会社MOTHER BOOTHを指定するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「支配人、マネージャーはどこに常駐するのか。」という質疑があり、「山之村に常駐する予定で、現在住居を探してる状況にある。」という答弁がありました。

次に、議案第103号について申し上げます。本案は、ひだ流葉スキー場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージの指定管理者の指定で、令和6年4月から5年間、神岡町株式会社new flowを指定するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「管理運営の目的に老朽化した施設を指定管理者の範囲内で修繕するとあるが、収支計画の修繕は5年間増額となっている。目的と計画が一致しないのではないか。」という質疑があり、「施設の老朽化に対応することについては市も指定管理者も同一認識しており、今後の扱いは市と協議して進めていく。」という答弁がありました。

次に、議案第104号について申し上げます。本案は、飛騨市古川味処施設の指定管理者の指定で、令和6年4月から3年間、古川町の味処古川協会を指定するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「指定期間が他の施設の5年に比べて3年となっているのはなぜか。」という質疑があり、「まつり広場周辺の整備が検討されているため3年となっている。状況によっては短縮もあるということを受けてもらっている。」という答弁がありました。

次に、議案第105号について申し上げます。本案は、行政区の合理的な運営を目的に、宮川町の高牧、西忍甲、西忍乙、森安の4つの行政区を「忍区」に、桑野、杉原、小豆沢、巢納谷、祢宜ヶ沢上の5つの行政区を「北区」に統合することに伴う改正であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「5年前と比較してどのくらい人口が減少しているのか。」という質疑があり、「合併当時は333世帯1,061人が令和5年の直近で229世帯550人まで減少している。」との答弁がありました。

次に、議案第106号について申し上げます。本案は、議決が必要な損害賠償の額に関するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「事故が4月3日で、現在まで時間がかかっているが、この時間差は何か。」という質疑があり、「所有者が工事を完了してから賠償したため、ここまで時間がかかった。」との答弁がありました。

次に、議案第107号について申し上げます。本案は、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正であります。本案の主な改正点はマイナンバーの利用は各自治体の独自制度である福祉医療費補助制度にはその利用が認められていないが、別に市が条例に定めることで独自利用事務として活用することができるものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「マイナンバーカードに福祉医療受給者証を紐づけできないのか。」という質疑があり、「受給者証を紐づけすることはできません。」との答弁がありました。

次に、議案第108号について申し上げます。本案は、飛騨市老人福祉センター割石温泉の使用料見直しに伴う改正であります。本案の主な改正点の1つ目は、市内65歳以上70歳未満の入浴料200円を500円に見直し、令和6年度から令和9年度の間は激変緩和を図り、段階的に入浴料を引き上げていくこと。2つ目は、市内障害者手帳所持者の入浴料は等級にかかわらず一律200円にすることです。質疑はありませんでした。

次に、議案第109号について申し上げます。本案は、飛騨市多機能型障がい者支援センターの指定管理者の指定で、令和6年4月から5年間、神岡町の特定非営利活動法人飛騨市障がいのある人を支える会を指定するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「収支計画書のその他の収入の増加は利用者の増加を見込んでいるのか。」という質疑があり、「この収入はサービス報酬になるが、特別支援学校卒業生の安定的な利用が見込めるため年々増加する計画になっている。」という答弁がありました。

次に、議案第110号について申し上げます。本案は、飛騨市学校開放施設及びスポーツ施設の使用料見直しに伴う改正であります。本案の主な改正点は、1つ目は、物価高騰による飛騨市学校開放施設の維持管理費増に伴い、利用者費用負担増を見直し、一律13%の使用料及び照明料の増額改正を行うもの。2つ目に、桜ヶ丘体育館の使用料額を近隣の類似施設との対比により増額調整を行うもの。3つ目に半面利用が想定される施設について照明料の取り扱い範囲を表記し、明確化するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「これまでも様々な施設に物価高騰対策として支援してきたが、スポーツ施設もほかと同様に支援をしないということか。」という質疑があり、「今回の使用料の増額で対応していくため、支援はしない。」との答弁がありました。

次に、議案第111号について申し上げます。本案は、飛騨市黒内屋内運動場の指定管理者の指定で、令和6年4月から5年間、河合町の株式会社飛騨ゆいを指定するものであります。質疑はありませんでした。

次に、議案第112号について申し上げます。本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う改正であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「貯蔵施設は市内にあるのか。」という質疑があり、「市内には7施設ある。」との答弁がありました。

次に、議案第130号について申し上げます。本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うものであります。本案の主な改正点は、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援などの観点から、国民健康保険制度において出産する予定、または出産した被保険者の世帯主に対して規定する期間の国民健康保険料を減額するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「世帯全体が減額となるのか。」という質疑があり、「妊婦のみが減額の対象となる。」という答弁がありました。

次に、議案第131号について申し上げます。本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。本案の主な改正点の1つ目は、本籍地以外の市区町村窓口においても戸籍（除籍）謄本の交付請求が可能となること。2つ目は、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行事務が新たに追加されたこ

と。3つ目は、死亡届等の各種届出書を画像情報として作成したのから証明書の交付請求が可能となるものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「2つ目の電子証明提供用識別符号のパワード提示は、紙でなければならないのか。」という質疑があり、「紙でもデータでも対応できる。」という答弁がありました。

当委員会に付託されましたこれらの案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 前川文博 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第97号について討論の通告がありますので討論を行います。まず、反対者の発言を許可いたします。

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

私は、議案第97号、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をいたします。

今回の改正理由は、人事院勧告に基づく期末手当の支給月数の改定に伴うものです。民間のボーナス支給割合より、公務の支給月数が若干低いとして、その均衡を図るため議員の期末手当も0.10月分引き上げようというものです。その結果、この12月期の期末手当は現行の2.175月から2.225月分となり、市民への影響額は議員13人で21万2,000円と示されました。この改正をどう考えるか。それは金額が多い少ないではありません。言うまでもなく、主権者である市民がどう考えるかにつきます。この物価高騰、エネルギー高騰でつらい暮らしを余儀なくされている方々は大変多いです。つい先日も80代の主婦という方から、便箋5枚にしたためたお手紙をいただきました。内容は、「寒くなって暖房費がかさむ時期になり、とにかく灯油の使用もなるべく控え、無駄をなくすよう努力していますが、限界です。この冬灯油を使ってからもう20リットルを12本も使っています。先日、低所得などの方々に給付金が支払われましたが、一般の多少でも税金を払える人との差が分かりません。一般の人にもいろいろと安くしていただくことはできませんか。低所得の人とそんなに差がないので何とか助けてください。」というものでした。困っているのは非課税世帯だけではないという実相がよく分かります。

ここで私たちに必要なのは、胸に手を当て、議員の矜持というものを考えることではないでしょうか。今回は、市長、副市長も同様の期末手当の改正がありますが、地方自治法の定めによって、市長、副市長は常勤の特別職公務員であるため、常時勤務による給与は生活給とされています。ですから、一般職員の生活給である給与に倣った改正に反対はいたしません。ですが、議員は違います。議員は非常勤の特別職公務員です。本来、一定の役務あるいは職務に対する対価と

して与えられる議員報酬ですから、常勤の職員に支給される給与とは異なるとされています。なので、それを条例があるからと自動的に承認するのではなく、やはり報酬は市民の生活ぶりと照らし合わせて考えるべきだと思います。市民は果たして今、非常勤の議員の期末手当を常勤職員並みに引き上げることをすんなり受け入れるでしょうか。これこそ議員の矜持をもって判断すべきと考えます。よって私は、議案第97号には反対をいたします。

〔11番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（住田清美）

次に、賛成者の発言を許可いたします。

〔8番 徳島純次 登壇〕

○8番（徳島純次）

私は、議案第97号、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての賛成の立場から意見を申し上げます。

人事院勧告に基づく期末手当の支給月数の改定に伴う改正であり、国における特別職の給与については、「特別職の職員の給与に関する法律」の規定により支給され、期末手当等については「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける職員の例によるとされています。飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条2項にも、「期末手当を受ける職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。」と記載されています。議会議員については、国の特別職の例に準じて行われ、今回一般職の期末手当の支給月数を引き上げるに合わせて期末手当を0.1月分引き上げるよう改正するものです。従前よりこのように適用されており、今回もその例に倣ったものであります。

昨今、地方議員の成り手不足が懸念され、一因には報酬額も要因となっていると思われま。人事院勧告をしっかり反映させ、その報酬額に見合う仕事をするのが議員に求められているならば、今後議員にチャレンジされる若い方々の環境整備にもなり得ると思います。また、先ほど議員報酬という話で上げるべきではないという話がありましたが、この頃は若い人たちの報酬が少ないということで、ほぼ報酬というよりは生活費に近い状況だと思います。兼任が認められない以上、仕事を持ちながら議員をやるのは難しい。そうするならば、若い人は議員報酬によって生活を成り立たせる。議員報酬が減れば当然若い人たちは出てこなくなります。そういうことを鑑みて私は改正に賛成するものであります。

〔8番 徳島純次 着席〕

◎議長（住田清美）

ほかに討論の通告はありませんので、討論を終結し、これより採決をいたします。それでは、議案第97号について採決いたします。この採決は起立によって採決を行います。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

◎議長（住田清美）

起立多数です。よって、議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、ただいま議決されました議案第97号を除く議案第91号から議案第130号までの22案件について一括して採決いたします。これら22案件について委員長報告のとおり決することにご異議

ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、これら22案件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第131号について採決をいたします。委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第26 議案第113号 飛騨市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
から

日程第34 議案第121号 指定管理者の指定について（飛騨市星の駅宙ドーム・神岡）

◎議長（住田清美）

日程第26、議案第113号、飛騨市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第34、議案第121号、指定管理者の指定について（飛騨市星の駅宙ドーム・神岡）までの9案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。これら9案件は産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 水上雅廣 登壇〕

●産業常任委員長（水上雅廣）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第113号から議案第121号までの合計9案件につきまして、審査の概要並びに結果について報告をいたします。

去る12月11日、午前10時より委員会室において審査を行いました。

初めに、議案第113号及び議案第114号について申し上げます。本案は、令和6年度から下水道4特別会計に対し、地方公営企業法の全部を適用することに伴い関係条例等を改正するものであります。

質疑の内容について報告します。「地方公営企業法の全部適用により市民への影響はどのようになるのか。」という質疑があり、「財政状況を分かりやすくすることで、経営戦略を立てることや将来見通しを踏まえた詳細な見直しができるようになること。また、料金の統一は既に統一されているので料金の変更はない。」という答弁がありました。

次に、議案第115号について申し上げます。本案は、飛騨市火葬場の指定管理者の指定で、令和6年4月から5年間、神岡町の株式会社神和を指定するものであります。

質疑の内容について報告いたします。「選定委員会に外部の方を入れて協議していないのか。」という質疑があり、「複数の応募があった場合に外部委員を入れるようにしており、一者の場合、内規により内部で選考することを決めている。また、今後もこの形を継続する。」という答弁がありました。

次に、議案第116号について申し上げます。本案は、古川町農産物直売施設の指定管理者の指定で、令和6年4月から3年間、古川町の飛騨古川三寺めぐり朝市を指定するものであります。

質疑の内容について報告いたします。「令和4年度の年間売り上げが最高であった理由は何か。」という質疑があり、「月に1回イベントを開催したことが要因と考えられる。」という答弁がありました。

次に、議案第117号について申し上げます。本案は、神岡町農産物直売施設の指定管理者の指定で、令和6年4月から5年間神岡町の神岡朝市クラブを指定するものであります。

質疑の内容について報告いたします。「お客様の意見を聞く場面はあるのか。」という質疑があり、「意見箱を置いて意見を収集している。」という答弁がありました。

次に、議案第118号について申し上げます。本案は、飛騨市肉用牛繁殖センター及び万波牧場の指定管理者の指定で、令和6年4月から5年間、高山市の株式会社永吉を指定するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「施設の場所が河合町元田と宮川町万波で離れているけれども、人手は不足しないのか。」という質疑があり、「現在管理を行っている方が新しい法人の職員として働き、ベテラン職員であるため、この人数で問題なく対応できる。」という答弁がありました。

次に、議案第119号について申し上げます。本案は、森茂牧場の指定管理者の指定で、令和6年4月から5年間、河合町の飛騨市和牛改良組合を指定するものであります。質疑はありませんでした。

次に、議案第120号について申し上げます。本案は、地域交流センター船津座の指定管理者の指定で、令和6年4月から5年間、神岡町のHIP有限会社を指定するものであります。

質疑の内容について報告いたします。収支計画書が赤字のままでの指定となるが、経営上は問題ないのか。」という質疑があり、「業務の大部分が宴会で、今後増加が見込めることから、その部分が黒字化する。」という答弁がありました

次に、議案第121号について申し上げます。本案は、本案は、飛騨市星の駅宙ドーム・神岡の指定管理者の指定で、令和6年4月から5年間、神岡町の協同組合スカイドーム・神岡を指定するものであります。

質疑の内容について報告します。「構成員である組合以外からの委託販売を受けるとあるが、問題はないのか、また組合加入者との整合性はとれるのか。」という質疑があり、「候補者から受け入れできることを確認しており、詳細についてはこれから協議される。」という答弁がありました。

当委員会に付託されましたこれら9案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。以上、当委員会に付託されました。審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 水上雅廣 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、これら9案件につきましては討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。議案第113号から議案第121号までの9案件について、委員長の報告は可決であります。これら9案件を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、これら9案件は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第35 議案第122号 令和5年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）
から

日程第43 議案第132号 令和5年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）

◎議長（住田清美）

日程第35、議案第122号、令和5年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）から日程第43、議案第132号、令和5年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）までの9案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。これら9案件は、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会での審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により委員長報告は省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略いたします。

これより討論に入りますが、議案第122号について討論の通告がありますので、討論を行います。まず、反対者の発言を許可いたします。

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

私は、議案第122号、令和5年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）に反対をし、その理由を述べます。

この補正は市制20周年に関連する動画作成委託料、移住者増による報償費の追加、空き家流動化対策補助金などの総務費の予算補正、民生費の物価高騰による支援金や福祉医療助成費の追加補正など、必要額を提示した内容で異論はありません。ですが、残念なことに議会費には今ほど私が反対した議員期末手当の引き上げ額が予算化されています。よって、議案第122号には反対をいたします。

〔11番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（住田清美）

次に、賛成者の発言を許可いたします。

〔8番 徳島純次 登壇〕

○8番（徳島純次）

私は、議案第122号、令和5年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）の賛成の立場から意見を述べます。

令和5年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）につきましては、若い世代に手厚い内容となっています。人事院勧告に伴う職員人事費等の調整や、適正な価格転嫁ができない医療、介護、障害福祉施設、私立保育園等への支援、指定管理者への支援を含む光熱費高騰に伴う物価高騰対策費用及び来年2月に迎える市制20周年に向けた記念行事の関連費用や医療機関への受診者が増加したための福祉医療助成費用、障害児通所費用、ファミリーサポートセンター事業、带状疱疹予防接種助成などの身近な制度が予算不足を来しており今回補正するもので、いずれも市民生活に直結した事業への予算配分であり、適正であると思います。

また、先ほどの議員報酬1点で反対することは、市全体のこのような立場の弱い方への補助も否定することになるので、私は予算に賛成いたします。

〔8番 徳島純次 着席〕

◎議長（住田清美）

ほかに討論の通告はありませんので、討論を終結し、これより採決をいたします。

初めに議案第122号について採決をいたします。この採決は起立によって採決を行います。本案は委員長報告書のとおり決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

◎議長（住田清美）

起立多数です。よって、議案第122号は委員長報告書のとおり可決されました。

次に、議案第123号から議案第128号までの6案件について一括して採決をいたします。これら6案件に対する委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、これら6案件は委員長報告書のとおり可決されました。

次に、議案第129号について採決をいたします。本案の委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告書のとおり可決されました。

次に、議案第132号について採決をいたします。本案の委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告書のとおり可決されました。

◆日程第44 総務常任委員会調査報告について

◎議長（住田清美）

次に、日程第44、総務常任委員会調査報告についてを議題といたします。総務常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔総務常任委員長 前川文博 登壇〕

●総務常任委員長（前川文博）

それでは、総務常任委員会の活動についてご報告いたします。

所管事務調査を令和5年5月10日に行いました。調査事項は教育委員会所管の事務としまして、地域部活動化に向けた進捗と関係者との調整状況、地域部活動化による持続可能な地域クラブ活動環境の整備。市民福祉部所管の事務としまして、社会福祉法連携推進法人の立ち上げの具体的な取り組み及び立ち上げ支援についてです。

教育委員会事務局では、令和8年度からの地域部活動化の完全移行に向けて、令和4年度の市内中学校における一部合同実施を踏まえ、令和5年度は民間事業との連携による新たな社会環境づくりと受け皿となる各団体との調整、加えて保護者を交えた協議会を設置し協議を進めている状況でした。課題として、指導者が有償となってくることから、保護者の負担軽減をどのように図るのか。勝利優先なのか、楽しむことや親しむこと、仲間づくりなどの活動が大切なのかに対する考え方の相違をどのように整理していくのかなどを挙げられていました。また、移行後は学校教育から社会教育と位置づけされることもあり、活動時間と指導時間の調整を考慮すると企業の理解が不可欠である状況であることが確認できました。

次に、地域クラブ活動を先行実施するための検討・準備を行う「地域クラブ活動プロジェクト会議」と、その会議で立てられた原案をもとに協議する「地域部活動推進協議会」では前例がなく、本市ならではの体制づくりが課題となっており、特に子供、保護者、指導者、学校、行政、企業をつなぐ組織をどのように組織化するかが問題であることが確認できました。また、「中体連の位置づけは継続するのか。」という点については、「継続するものと考えている。」との答弁があり、学校とかけ離れてしまう活動にはならないことも確認することができました。

総務常任委員会としては、現在、段階を踏みながら協議や試行が進められていることから、進捗を管理し注視することとしました。また、保護者との意見交換会も学校側からこの事業に対する説明会后、適宜実施することを確認しました。

市民福祉部では、良質な社会福祉サービスを提供するため、その人材を確保し連携することでのスケールメリットを生み出すため、法人同士の合併まではいかない社会福祉連携推進法人の設立に向けて職員を派遣し取り組んでいます。この背景には、全国的に社会福祉法人の数が増え、小さすぎたり単独事業が多く経営効率が悪い中、合併が進まないことに対して国が協議・検討を重ねてきた結果、令和4年4月1日から社会福祉連携推進法人制度を施行しました。本市では、その制度を早々に取り入れ、取り組みを始めています。具体的には、市内の吉城福祉会と神東会の連携で、人材確保に軸足を置きながら新規職員の募集や合同説明会の開催、合同の職員研修を実施するもので、まずは交流から始めて面識を深めるため、外国人実習生との交流などを踏まえて両法人の認知を高めることからスタートするというものでした。

総務常任委員会としては、今後の介護人材の確保は重要な課題であることから、先行実施して

いる京都府の社会福祉連携推進法リガーレを管外視察し、認識を深めるとともに新たな課題抽出を進めることとしました。

次に管外視察について申し上げます。

令和5年7月26日から7月27日に委員4名でスケートパーク整備の現状と課題として京田辺市及び久御山町のスケートパーク、社会福祉連携推進法人設立の現状と課題として京都市の社会福祉連携推進法人リガーレ暮らしの架け橋にて調査を行いました。

京田辺市では、20年以上前に駅前広場やロータリーなどでスケートボードで遊ぶ子供が増加し、住民から苦情があり、それを解決するため公園整備計画の中に盛り込む形でスケートパークの整備が行政で行われました。実現に至るまでは、行政だけではなく実際にスケートボードで遊んでいた子供たちとワークショップを複数回開催し整備計画を策定されました。セクション、これはスケートボード用に造られたアイテムや障害物のことですが、これらは市と利用者が設置したのがあります。維持管理は公園施設の日常点検の中で月に1回程度実施し、4～5年ごとに塗装費用を主とした50万円から150万円程度の修繕料が発生しています。スケートパーク内には、夜間照明の設備はなく、スケートパークを含む公園の照明も22時で切れるようになっており、16歳以下の児童・生徒の育成保護もなされていました。利用者自らが守っていきたい施設となっているため、利用者自身が管理する体制が自然にできあがってきており、利用者のモラルに任せた運営が成功しているところを本市としても参考としたいです。

久御山町では、施設の状況として機材は市有で月1回管理委託業者が簡易点検を実施しています。事故・けがについては、市は一切責任を負わないことを提示していますが、設備に瑕疵があった場合は市の通常の公園遊具と同じ扱いで対応する予定となっています。近隣には住宅がなく、今までに騒音の苦情はありませんが、時間外の利用やごみについての苦情がありました。駐車場の利活用であり、飛騨市の考えに近い施設でありました。

両施設とも機材は市有の設置で維持管理が行われています。基本的な安全管理は公園施設と同等の考えで行われていました。個人の持ち込みもある程度認められていて、利用者自身がルールを守って残していきたいと思える施設になっています。飛騨市は、場所は提供するが機材は個人での設置です。固定はされないの、動いたり木製の機材の腐食など、安全管理についても自己責任となるのか、また、けがや事故についてはどのような対応となるのかを注視していく必要があります。

次に、社会福祉連携推進法人リガーレ暮らしの架け橋。2010年に地域包括ケアの実現に向けた小規模多機能や地域密着型特養などの地域密着型介護拠点を地域に展開し、整備を図ることを目的として3つの社会福祉法人によって設立され、現在では京都市以外にも京都府、滋賀県、青森県の異なる地域の法人とも連携し、小さな法人単体では困難な事業を共同で実施しています。介護・医療の現場で大きな課題となっている人材不足については、職員が辞めない体制づくりのために人材確保専任職員の配置や統一研修を実施し、人材育成にも力を入れています。飛騨市で今年度設立された「共創福祉ひだ」へのアドバイスもあり、今後連携推進法人の制度をうまく活用し、組織を確立させ、人材確保に努めるとともに、本市に適した福祉施設の在り方を検討する必要があることを改めて確認することができました。

そのほかには、飛騨市公共交通会議、飛騨市総合政策審議会に委員派遣を行い、政策過程にお

ける市の考えと市民意見の把握を行い、委員会活動に取り入れました。

〔総務常任委員長 前川文博 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これで総務常任委員会の調査報告を終わります。

◆日程第45 産業常任委員会調査報告について

◎議長（住田清美）

次に、日程第45、産業常任委員会調査報告についてを議題といたします。産業常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔産業常任委員長 水上雅廣 登壇〕

●産業常任委員長（水上雅廣）

それでは、産業常任委員会の1年間の活動を報告いたします。

まず、所管事務調査について報告いたします。令和5年5月15日、環境水道部の事業としてゼロカーボンシティの概要、商工観光部の事業として商工観光事業とヒダスケ！の関わり、農林部の事業として広葉樹のまちづくりの進捗について調査を行いました。また令和5年11月6日には熊の人身被害の発生と、その後の対応について調査を行いました。

環境水道部において、令和5年3月に飛騨市地球温暖化対策実行計画を内包した第三次環境基本計画を策定したことから、同計画の基本目標の1つに「地球温暖化対策を推進する。」とあり、その中の推進項目「省エネを推進する。」に絞り、事業の進捗や考え方について調査いたしました。温室効果ガスの排出を抑制するためには、市民・事業者が率先して省エネに取り組む必要があります。市としては市民や事業者に対し省エネへの取り組みの啓発と、家電購入、家の新築・改築における省エネ性能の高いものの選択を促進するということでありました。具体的には、公民館講座、高齢者講座、親子講座などを通じた活動と、広報ひだへのコラム連載を通じた活動で市民一人ひとりの意識改革と行動変容を啓発していくこと。加えて、電気自動車の新車購入、省エネ家電製品の買い替え支援、住宅用太陽光発電に設備等の設置に対する支援などを用意し、市民への温暖化対策の意識づけを促進するものであります。委員会といたしましては、事業の進捗・進行に注視を継続するという事にいたしました。

商工観光部では、「「ひだの森」を守る」として天生湿原、池ヶ原湿原、深洞湿原、天蓋山、北ノ俣などの自然保護活動を通じた保全ツアーの事業化を目指し、仕組みの構築に取り組んでいます。現状としての保全活動の課題は人手不足であることから、他の事業で活用されているヒダスケ！という外部人材を集める仕組みを「森スケ」として導入し、保全整備の人手不足の解消と、外部の人と地元の方たちを結びつけることによって地域のよさを再確認してもらう活動につなげていきたいということでありました。委員会としては、事業進行中のため注視を継続するという事にいたしました。

農林部では、林業振興課の広葉樹のまちづくりの進捗について確認いたしました。生産と供給体制では、林業関係者と国、県、市を加えた広葉樹活用推進コンソーシアムを設置し、エンドユーザーまで飛騨市の広葉樹を製品として届けるまでになりました。今後は需要の増加に合わせ、コンソーシアム独自の流通対応力の強化が必要となってきます。広葉樹の特徴を生かすための企画・提案、製作、施工、こうしたことが事業者との連携で商品製作や空間における提案ができるようになってきている反面、特徴ある活動が外部に発信できてないところがあり、委員会として都市部への情報発信のさらなる強化を求めるものでございます。ただ、今後コンソーシアムの役割分担などについて追跡調査をすることといたします。

次に、畜産振興課の所管となる吉城コンポについて調査を実施しました。稼働から24年が経過し、施設の老朽化や臭気への苦情などが寄せられています。水分量が下がらないことが大きな原因とのことでありましたが、解決するためには多くの課題がありました。第一段階として、専門家を招いた「飛騨元菌」生産の試行に入っているとのことでありましたが、今後、堆肥の品質向上や臭気対策にどの程度寄与するかを注視してまいります。また、堆肥使用者の視点に立った製品開発をするために機械改修を進めることや、有料堆肥の魅力化を図るために、成分の見える化が必要であることを確認いたしました。委員会としては、市直営の事業ではないことや事業進捗中のため注視を継続することとしました。

10月22日、神岡町で熊による人身被害が発生し、年末まで熊に対する対策が必要と思われたことから、現状把握とともに市の対応や具体的施策について調査を実施しました。市においては、今年度の春先から目撃情報が寄せられていることから、注意や対策を実施してきたところですが、今回の事件を境に同月23日には市、警察、猟友会が参加し「飛騨市クマ出没対策会議」を開催され、パトロールの強化や、わなを設置するなどの対策を確認され、同月26日には「クマ出没緊急警戒体制」を取り、地域の柿などの誘引物の調査や除去、パトロール、危険箇所の草刈り、注意喚起のためのチラシ配布と同報無線放送等を実施されたところです。11月3日には、専門家を招いて熊の生態を理解し被害対策をどのようにすべきかを学ぶための講演会も実施されました。委員会としての調査では、職員のパトロールの安全性を確保することや、区長との連携を密にすること。また、駆除だけで根本解決はできないことから、共存できる里山整備が必要であることを求め、今年度中には「里山整備ガイドライン」を作成し、安全・安心な環境づくりを進めることを確認しました。産業常任委員会としては10月に提出した要望において鳥獣被害への継続した対策強化を市長に要望していることから、別立ての要望まではせず、市の状況を注視することとしました。

次に管外視察について報告します。令和5年8月2日から8月4日にかけて、森林整備、バイオマス発電、ローカルベンチャー、里山整備の観点から、岡山県西栗倉村と同県真庭市の2か所を視察しました。

まず、西栗倉村では（1）百年の森林事業、（2）脱炭素先行地域事業、（3）ローカルベンチャー事業について説明を受けました。人口1,355人という小さな村の西栗倉村ですが、平成の大合併では自主自立の道を選び、林業でやっていくという決意のもと、これまでの50年とこれからの50年を見据え「百年の森林構想」をスタートされました。西栗倉村の場合は、ベンチャー企業が百森構想関連事業の推進に大きく関わっており、川上の森林施業は行政、川下では民間が付加

価値をつけて林業の6次化を実践しています。飛騨市における広葉樹の森コンソーシアムや関連事業者が、今後広葉樹における経済の好循環に向けた動きを主体的に担えることを期待する上で、それに十分な要素を含んだ先行事例として考察をしてきました。ここでの脱炭素化は水力発電と木質バイオマス事業であり、木質バイオマス事業では、森林間伐材を利用したチップボイラーを導入し大規模に取り組んでいってまいりました。ベンチャー企業の育成は「西粟倉森の学校」が起点となって、行政や金融機関が支援し、現在52事業が生まれるとともに、家族ともどもの移住者が増加しています。地域おこし協力隊制度を活用して、これまでに50名が起業あるいは地元企業に就職し定住している実相は、関係人口の増加に尽力している飛騨市にも参考になる事例でありました。

真庭市では、里山資本主義事業の説明を受けました。真庭市は自治体SDGsモデル事業として国から選定され、確実に実績を積んでいます。「大きな里山資本主義」と「小さな里山資本主義」を連携させ、資源循環、経済循環を作っている真庭市。大きな里山資本主義の代表はバイオマス発電。林業、木材産業がしっかりと定着していました。小さな里山資本主義は地域に根差した特色ある資源を活用した事業でありました。原木市場が3市場、製材所が30社あり、林業従事者は約240名、平均年齢が40歳代。どの段階でも市は民間に動きを合わせバックアップしていくという方針を一貫していることが伺えました。一方、生ごみ資源の活用によるバイオマス循環システムは、生ごみをバイオ液肥に変換し、田畑への肥料に使用。副産物のバイオガスは発電に利用し、回る経済の一環として確立を目指しています。真庭市の取り組みは歴史も規模も違い、飛騨市の現状とは安易に比較はできませんけれども、持続可能なまちづくりを展望する飛騨市にとって抱えるテーマは一致しており、非常に参考となりました。

最後に、委員派遣について、今年度も総合政策審議会へ市の考えと市民の考え、政策過程の両者の考えや意見を把握し事業評価ができるよう委員を派遣しました。産業常任委員会としては、これまで2回にわたる審議会で得られた市の考え方、それに対する市民の意見をもとに、事業の適正な監視と評価を行ってまいりました。そのほかに、建設業協会理事との意見交換会などを行い、都度、現状の確認と課題の抽出を行ってまいりました。

以上で産業常任委員会の調査報告といたします。

〔産業常任委員長 水上雅廣 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これで産業常任委員会の調査報告を終わります。

◆日程第46 議会改革特別委員会調査報告について

◎議長（住田清美）

次に、日程第46、議会改革特別委員会調査報告についてを議題といたします。議会改革特別委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔議会改革特別委員長 徳島純次 登壇〕

●議会改革特別委員長（徳島純次）

それでは、議会改革等特別委員会の活動について報告いたします。

設置の経緯は、令和5年当初予算に向けて議場の一部をバリアフリー化する予算を要求しましたが、市長より将来に向けた本会議場の在り方を再検討してほしい旨の要望があり、3月22日の本会議において本特別委員会が設置されました。本特別委員会の調査の目的は、本会議場のバリアフリー化についてと、次期に向けた常任委員会の任期についての2項目に決定し、調査項目を1、傍聴者、議員、職員全てが使いやすい本会議場へのバリアフリー化。2、常任委員会の設置状況、委員会の政策提言の有無について調査を行いました。

調査は3月22日に役員選出をはじめ年間計画の策定、本会議場の改修方針及び委員会任期調査検討、本会議場の具体的な改修について。最後に9月15日に報告書案の検討他ということで、5回の調査を行います。調査の結果としては、本会議場のバリアフリー化については、飛騨市はダイバーシティ（多様性）のまちづくりを推進し、市のあらゆる側面において共感を持ち、自分事として町の優しさを作り上げていくことを最も重要視していることから、この精神に基づき市議会も市民に対して開かれた分かりやすい議会運営を目指して、本会議場のバリアフリー化を実施するとしました。具体的には、傍聴する市民、本会議場に参加する議員・理事者、それぞれが障害を抱えていても使いやすく開かれた議会運営ができることを目指した本会議場へ全面的に改修することとしました。また、次期に向けた常任委員会の任期及び委員長の任期については、現状のまま1年とすることにしました。

調査の内容としては、本会議場のバリアフリー化につきましては、国土交通省が示すバリアフリー化の概要、傾斜路及びバリアフリー経路を構成する傾斜路、恵那市本会議場の改修モデルを参考に協議を重ねました。

常任委員会の任期につきましては、岐阜県内の議会の定数、常任委員会の数、常任委員会の任期、常任委員会の役員の任期、常任委員会としての政策提言の有無の状況について確認しました。岐阜県21市の市議会定数は、最低が13名2市、14名が2市、一番多いのが18名で5市、人数が一番多かったのは38名で1市。常任委員会の数では、2委員会が7市、3委員会が8市、一番多いところで5委員会が1市。常任委員会の委員任期は、1年が17市。常任委員会の役員任期は1年が19市。政策提言は、「実施していない」が16市という結果でありました。

議論の詳細と具体的な改修内容につきましては、傍聴席については、本会議場へのアクセスが容易になるよう、入口にガイドラインに沿った傾斜のスロープを設置する。これにより、車椅子等を使用する市民の方々も障害が少なく本会議場に入室できるようになる。また、これまで40席あった席を半減させ、車椅子スペースを確保するとともに、余裕のある席へと改修する。改修内容としましては、スロープの設置、車椅子スペース2台分の確保及び固定席2列20席の配置としました。

議員席（議長席を含む）につきましては、これまで健常者を前提とした議員の会議を想定していたことから、入り口を広くし、車椅子でも移動が容易になるようにしました。また、配置については、議論がしやすいよう馬蹄形を維持することにしました。加えて、議長の背面の壁を撤去するとともに、議長室からの入室に関してもスロープを整備し、議長席へ車椅子でも移動できる

ようにしました。状況によっては、議席番号にこだわることなく、入り口から入室しやすい場所を移動が困難な議員の席へ変更し対応することとしました。改修内容としましては、馬蹄形のままで数は維持し、放送スペースを議場の外に移動し、出入口を真ん中に移動します。理事者兼用の出入口とします。議長室からの入室を容易にできるようスロープを設置します。議長席を現状より約20センチメートル程度上に設置し、見やすい席に見直します。

理事者席につきましては、議員同様に健常者を前提とした会議を想定していたことから、入り口を広くし車椅子でも移動が容易になるようにしました。改修内容としましては、理事者側の入り口を塞ぎ、議員と同じ入り口を利用することとし、理事者席は現状数を維持し、答弁者席を現状より議員側へ移動します。

乳児同伴席につきましては、子育て中の傍聴者がいても安心して授乳やおむつ交換ができるよう、現在の協議会室で傍聴してもらうことが望ましいと考えることから、傍聴席には設置しないことにしました。

手話通訳につきましては、議長席の左側を基本として通訳できるよう準備をする。ただし、映像への映り込みの調整が必要となります。

多目的トイレにつきましては、現在のトイレの想定が健常者を前提としており、障害がある方の場合は1階まで移動する必要があります。そのため、議場を利用する誰もが不自由を感じることなく利用できる多目的トイレを設置します。改修内容としては、給湯室を議長室側へ移動させ、多目的トイレを設置します。これらの調査・要望をまとめ、10月18日に「本議場のバリアフリー化の調査結果」として市長に提出しました。

2つ目の次期に向けた委員会の任期につきましては、委員会の任期が1年であるため、所管事務調査をし、市に対する要望や提言を行う上で任期が短いのではないかという意見をもとに調査を進めてまいりましたが、定数が少ない本市議会においては、2年任期で固定するより、1年ごとの引き継ぎにより臨機応変に委員会としての調査活動を進めることを優先することといたしました。

以上、議会改革特別委員会の報告とさせていただきます。

〔議会改革特別委員長 徳島純次 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これで議会改革特別委員会の調査報告を終わります。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

定例会の閉会にあたりまして一言お礼の御挨拶を申し上げます。

今議会では17日間にわたりまして、一般会計・特別会計の補正予算、条例の改正、指定管理者の指定等、多数の案件につきまして慎重かつ活発なご審議を賜り、全ての議案につきましてご決定を賜りました。誠にありがとうございました。本会議並びに各委員会を通じて議員の皆様方からいただきました数々のご指摘やご意見につきましては、これまで同様、今後の市政運営に生かしてまいります。

今議会は議員各位並びに私にとりまして、今任期最後の定例会で節目となります。この4年間、議員の皆様には市政に対するご理解、ご支援をいただき、本当にありがとうございました。議員の皆様との真摯な議論は、政策立案の道しるべとなり、また、厳しいご指摘なども市政運営においてのチェック項目となりまして、質の向上につながったと感じております。こうして議会と執行部が車の両輪として市の発展のために切磋琢磨する関係でいられたことは、まことに幸せなことであったと心から感謝をいたします。本当にありがとうございました。

また、今期をもってご勇退される議員各位におかれましては、長年にわたる市政へのご支援、ご協力に心より感謝を申し上げます。また、市議会議員選挙に臨まれる皆様方にはご健闘をお祈りしております。

冬本番の季節にもなっております。くれぐれもご自愛いただき、ご健勝でよき新年を迎えられることを併せてお祈り申し上げ、閉会にあたっての私からのご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で市長の発言を終わります。

閉会にあたり一言お礼を申し述べさせていただきます。

皆様方におかれましては、本定例会17日間にわたり慎重審議していただきましてありがとうございました。物価高騰対策、また、医療費や子育て関連の補正予算など、市民に直結した内容ではなかったかと思えます。我々の任期中ではこの定例会が最後となります。思い起こしますと就任直後から新型コロナウイルス感染症がまん延いたしまして通常生活が送れない中でも、市が打ち出す支援策をどこよりも早く打ち出すことができたのではないのでしょうか。その後は、国際情勢の変化などにより光熱水費、物価高騰など新たな局面が襲ってまいりましたが、どちらも市当局と連携しながら国や県の事業で補填されない部分を市が援助することができ、今後も市民目線で取り組んでいかれることを望むものでございます。

皆様におかれましては、これから年末年始を迎えますが、どうぞお健やかに過ごしてくださいませ。そして、新たな年、市制20周年を新たな気持ちで取り組んでまいることを心に刻みまして、今定例会、本当にありがとうございました。

◆閉会

◎議長（住田清美）

それでは本日の会議を閉じ、11月28日から17日間にわたりました令和5年第4回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午前11時18分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 住田 清美

飛騨市議会議員（12番） 高原 邦子

飛騨市議会議員（13番） 葛谷 寛徳